

2005 年 3 月 30 日

日本知的財産協会

改正特許法 35 条施行に向けての会員企業の取り組みについて

当協会は、昨年 7 月に「職務発明フォーラム」を開催、10 月に「職務発明ガイドライン」を発行し、以降、会員向けに説明会を開催すると共に、意見交換会も実施してきた。また、本年 2 月に開催した「第 4 回 JIPA 知財シンポジウム」でも職務発明問題を取り上げ、これらを通じて、改正特許法第 35 条に対応するよう、会員企業に働きかけてきた。

この程、改正特許法第 35 条の施行(4 月 1 日付)に当たり、会員企業の取り組み状況を確認するため、アンケート調査を行った。

これによると、改正法が求めている、職務発明に関する社内規程および手続きの透明性、納得性、合理性を確保するため、各会員企業は多大なる努力をしていることが判明した。また、多くの企業は対価の決定についての企業自治を切望していることも明らかになった。

このようにして各社各様で定められた規程に基づく「適正な対価」が、よりよい発明を創出するものと確信しており、職務発明についての突出した対価は、日本での研究開発等のリスクとなり兼ねない考える。

記

<全体を通して>

各会員企業とも、4月1日の改正法施行に向けて、職務発明に関する社内規程の見直し、従業員等との協議等について、会社を挙げて真剣に取り組んでおり、また、この作業に極めて多大の時間と労力を割いている実態を窺い知ることができる。なお、これらの作業に関与した経営者、知財部門関係者、人事部門等関係者、技術者(企業によっては全従業員)の直接・間接コストは計り知れないほど莫大なるものであることが明らかになった。

特に、今回の企業における真摯かつ大変な作業が、職務発明を巡る課題の現実的な解決に繋がるべく、改正法新第4項・第5項の「不合理性」の判断が早期に示されること(予見可能性の観点から極めて重要)、および旧法下で生まれた発明に関する紛争についても、改正法の趣旨が(国会での付帯決議にもあるように)尊重、適用されることを強く要望する。

<アンケート各項目について>

1. 職務発明に関する社内規程の見直しについて

殆んどの企業が、今回の改正法施行に合わせて、手続き面で規程を見直すことを考えているが、規程改訂の目的(動機)は、むしろ、よい発明を創出するインフラの整備、(規程及び手続きの透明性、納得性、合理性)、研究・開発者のモチベーションのアップを図るための対価の額の見直し、表彰制度の充実にあるという企業が多い。

この見直し作業と従業員等との協議には、各企業とも知財等関係部門のパワー（平均 7.6 人/企業、大企業では平均 12 人/企業）と相当の時間（半数以上の企業が 6 ヶ月以上）を掛けており、関係者の苦労を窺い知ることが出来る。

また、70%以上（大企業では 80%以上）の企業が改正法の施行の本年 4 月 1 日を新規の施行日としている（施行日を遡及させる企業を含む）。

2. 改正法第 4 項の「従業員等との協議」について

40%強（大企業では約 60%）の企業が完了または協議中であり、計画中を含めると、約 95%の企業が改正法の趣旨を真摯に受け止め、従業員等との協議を行う予定である。具体的には、イントラネットの利用、説明書配布、説明会の開催（通常は、これらを重複実施）により、ほぼ従業員全体と協議している。

3. 改正法第 4 項の「基準の開示」について

計画中の企業を含めると、約 95%が改正法の趣旨を真摯に受け止め、基準の開示を行う仕組みを考えている。なお、仕組みを考えてない企業は、発明が創出された時点で、個別対応を考えているものと推察される。

4. 改正法第 4 項の「意見の聴取」を行う仕組みについて

計画中の企業を含めると、約 95%が改正法の趣旨を真摯に受け止め、意見の聴取を行う仕組みを考えている。なお、仕組みを考えてない企業は、発明が創出された時点で、個別対応を考えているものと推察される。

5. 協議において発生した問題点

発明者以外の従業員（例えば営業部門の従業員）とのバランス、また発明者同士でも部門間のバランスをどう取るかが、各企業の最大の課題である。

従業員からの質問は、主に対価の算定方法等に関するもので、今後、具体的な発明への当て嵌めに関し、「意見の聴取」の仕組みを利用した発明者からの照会が多発することが予想される。

マスコミ報道等で、法 35 条について誤った受け止め方をしている従業員がおり、まず職務発明制度そのものを理解させることに苦労した企業もある。

6. 改正法施行後の懸案について

改正法新第 4 項・第 5 項でいう「不合理性」の判断の基準があいまいで、結局裁判所での判断を待たないと確たるものとならないことにつき、懸念を抱く企業（60%強）が多い。

また、旧法下で生まれた発明に関する訴訟において、改正法の趣旨を尊重して適用されるかについても、大きな関心が示されている（適用されないとする、今回の企業と従業員の取り組みが生かされる可能性があるのは、相当先のことになる）。

将来、社内規程を改訂する場合、今回の作業と同様の作業をしなければならないのかと考えると、気が重いという懸念も多く示されている。

企業のグローバル戦略の中で、他国の子会社従業員とのバランス、他国企業との共同研究・開発活動への影響を心配する企業も多い。

以上

添付資料

アンケート結果表(速報版)

お問合せ先:

日本知的財産協会

事務局長 土井 英男

TEL:03-5205-3432

メールアドレス:doi@jipa.or.jp

(※1)「4月1日より前の特許出願に関する対価請求訴訟についての、改正特許法35条の遡及適用の有無」